

さいたま市告示第 3 1 0 号

さいたま市水道局告示第 1 5 号

平成 2 1・2 2 年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する格付の方法を定めたので、次のとおり公表します。

平成 2 1 年 3 月 2 5 日

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市水道
事業管理者 浅 子 進

1 格付する業種

格付は、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業について行うものとし、他の業種については行わない。

2 格付の方法

格付は、3 に定める資格審査数値及び 4 に定める技術者数を基に 5 に定める格付基準に従って、業種ごとに行うものとする。

3 資格審査数値

資格審査数値は、次に掲げる点数の合計した数値とする。

(1) 客観点数

客観点数は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 の規定

による経営事項審査により算出された総合評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合のうち、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合（以下「組合」という。）の算出方法の特例の適用を希望する者は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と 5 以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含

む。以下同じ。)の次に掲げる項目の合計値を用いて、建設省告示に定める基準に準じて行うものとする。

- (ア) 工事の種類別年間平均完成工事高
- (イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (ウ) 自己資本の額
- (エ) 利益額
- (オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目(社会性等)の評点は、当該組合と5以内の組合員の当該評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した数値)を用いるものとする。

(2) 主観点数

主観点数は、次に掲げる点数の合計した数値とする。ただし、主観点の合計

が0点未満となった場合には主観点の合計を0点とする。

項目	条件	付与点数	対象
ISO9000シリーズ	(財)日本適合性認定協会又は(財)日本適合性認定協会と相互認証している認定機関よりISO9000シリーズ及び14001を認証されていること。	20点	全者・申請全業種
ISO14001	なお、協同組合については、当該協同組合としての認証取得を対象とする。	20点	
障害者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率を達成していること(雇用義務はないが雇用している場合を含む。)	20点	市内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者・申請全業種

安心安全協力	平成20年12月1日現在さいたま市長と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結している団体に加盟し、協力することとなっていること。あるいは平成20年12月1日現在、さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、又は「震災時における復旧工事の協力に関する協定」を締結し、復旧工事に協力することとなっていること。	30点	協定締結団体に加盟している者又は協定を締結している者・申請全業種	
子育て支援	常時雇用する労働者300人以下の企業が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条第3項の規定による届出を労働局へ行った場合(申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること。)	20点	市内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者・申請全業種	
女性技術者の雇用	建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者(実務経験のみによるものは除く。)になりうる女性技術者が1人以上常勤(従業員にあっては申請日において既に3ヶ月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。)している場合	10点	市内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者・申請全業種	
さいたま市優秀建設工事業者	平成19年度・平成20年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けたもの。	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種	
工事成績	平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に受けた工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点(共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。)	平均点	加減点	全者・該当業種
		80点以上	30点	
		75点以上 80点未満	20点	
		70点以上 75点未満	10点	

		65点以上 70点未満	0点	
		65点未満	-20点	
	の算出の基礎となった工事成績 中65点に満たない案件があった 場合の減点	1案件につき-5点		
指名停止	平成19年1月1日から平成20年12 月31日までの間の指名停止の期間 に応じ減点	1月につき-5点 (1月未満の端数がある 場合は切上げ)		全者・申請 全業種
地域加算	市内に建設業法に規定する主たる 営業所を有する者	20点		市内に建設 業法に規定 する主たる営 業所を有す る者・申請全 業種

4 技術者数

技術者数は、建設業法第15条第2号イに該当する者（以下「1級相当技術者」という。）の数とする。なお、組合については、3(1)ア(オ)に定める技術職員のうち1級相当技術者の合計値とする。

5 格付基準

(1) 土木工事業及び建築工事業

格付	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が5人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が2人以上
C	資格審査数値が700点未満

(2) とび・土工工事業、電気工事業及びほ装工事業

格付	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上
C	資格審査数値が710点未満

(3) 管工事業

格 付	基 準
A	資格審査数値が 8 2 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 3 人以上
B	資格審査数値が 7 1 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 1 人以上
C	資格審査数値が 7 1 0 点未満

(4) 造園工事業

格 付	基 準
A	資格審査数値が 7 8 0 点以上、かつ、1 級相当技術者の数が 1 人以上
B	資格審査数値が 6 2 0 点以上
C	資格審査数値が 6 2 0 点未満